株式会社エクシオホールディングス
EXEO HOLDINGS

2026年10月15日

各　位

会 社 名	株式会社エクシオホールディングス
（コード番号	362A　TOKYO PRO Market）
代表者名	代表取締役　　佐伯　猛
問合せ先	執行役員管理部長　水島 慶和
Ｔ Ｅ Ｌ	050-3819-0088
Ｕ Ｒ Ｌ	https://www.exeo-holdings.co.jp/

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに付議議案（定款一部変更及び会計監査人選任）の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年11月24日開催予定の臨時株主総会に「定款一部変更の件」及び「会計監査人の選任の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、「会計監査人の選任の件」につきましては、監査役会の決定に基づいております。また、「会計監査人の選任の件」の決議による会計監査人の選任は、同定時株主総会において、「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

記

１．本臨時総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年10月31日（土曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

（１）基 準 日　　2026年10月31日（土曜日）
（２）公 告 日　　2026年10月15日（木曜日）
（３）公告方法　　電子公告（当社ホームページに掲載いたします）
https://www.exeo-holdings.co.jp/

２．本臨時総会の開催及び付議議案等について

（１）開催日時　　2026年11月24日（火曜日）午前９時30分
（２）開催場所　　神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目２番１号
横浜ランドマークタワー38階 当社会議室
（３）付議議案
決議事項
第１号議案　　定款一部変更の件
第２号議案　　会計監査人選任の件

３．付議議案の内容について

（１）第１号議案　定款一部変更の件
①変更の目的
当社は、会社法第２条第６号に定める大会社には該当しませんが、財務報告の信頼性を高め、内部

統制およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、会計監査人を設置することといたしました。これに伴い、会計監査人に関する規定の新設及び条数等の変更を行うものであります。

②変更の内容

変更の内容は下記、定款新旧条文対照表の通りであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第１条～第４条（条文省略）	第１条～第４条（現行どおり）
（機関） 第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会	（機関） 第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会
（新設）	４．会計監査人
第６条～第 37 条（条文省略）	第６条～第 37 条（現行どおり）
（新設）	第６章　会計監査人
（新設）	（会計監査人の選任） 第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（新設）	（会計監査人の任期） 第 39 条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新設）	（報酬等） 第 40 条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議によって定める。 ２．前項の定めをする場合には、監査役会の同意を得なければならない。
（新設）	（会計監査人の責任限定） 第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　計算 第 38 条～第 41 条（条文省略）	第７章　計算 第 42 条～第 45 条（現行どおり）

第7章　附則 第42条（条文省略）	第8章　附則 第46条（条文省略）

③日程

定款変更のための株主総会開催予定日　2026年11月24日
定款変更の効力発生予定日　2026年11月24日

（2）第２号議案　会計監査人選任の件

①会計監査人選任の理由

当社は、現在、監査法人ＦＲＩＱにより、東京証券取引所の規則に基づいて監査を受けておりますが、監査体制の強化を図り計算書類等の正確性を確保することを目的に会計監査人設置会社に移行することに伴い、会計監査人を選任するものであります。

なお、本件は、上記「定款一部変更の件」が本臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

また、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

②会計監査人候補者の名称等

（2026年９月30日現在）

名　　称	監査法人ＦＲＩＱ
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田紺屋町15番地 グランファースト神田紺屋町７階
沿　　革	2021年１月　監査法人ＦＲＩＱ設立 2021年７月　準登録事務所名簿への登録 2023年１月　上場会社監査事務所名簿（旧制度）への登録 2023年４月　改正公認会計士法の附則第３条第３項の規定による みなし登録事務所 2024年８月　上場会社等監査人名簿への登録
概　　要	構成人員　パートナー　14名 公認会計士　71名 その他　28名 合計　113名 監査関与法人　64社

③候補者として選定した理由

当社の事業規模及び業務内容に照らし、適切な品質管理体制及び監査体制を有していること、並びに独立性及び専門性が確保されていること等を総合的に勘案した結果、同監査法人が当社の会計監査人として適任であり、また、同監査法人は金融商品取引所の規則に基づく当社の監査を実施しており、当社の事業内容及び会計処理について深く精通していることから、引き続き会社法上の会計監査人として監査業務を委嘱することが、監査の連続性、実効性及び効率性の観点からも最適であると判断したためであります。

④就任予定年月日

2026年11月24日（本臨時株主総会開催予定日）

以　上